

シーサー

屋根獅子通信

創刊号

(フロン7通信 通算3号)

- 軍事基地を生産と生活の場に変えていこう!
- 二重加入・二重活動方式を押し進めていこう!
- 共同組合の団結の輪を拡げていこう!
- 地主(屋主・地主)眼をもって一貫反戦運動を担っていこう!



— 坪 反 戦 地 主 会 —

— 民間未組織労働者ブロック —

昔の間に新島をみてくは、やがに、佐々木、高島の島、海、く、見、ゆ、
 佐々木、高島の島の、あ、の、い、ま、の、ま、に、島、の、た、ど、り、
 歴史、を、思、ふ、
 東、の、つ、つ、へ、て、夢、の、国、あ、ら、う、と、思、ふ、ま、は、白、
 波、迫、る、
 赤、い、た、資、土、に、石、の、跡、の、ま、し、く、地、を、ま、る、
 り、ま、り、
 佐々木、高島の島の、ま、は、や、ま、し、く、島、の、ま、る、ま、る、
 島、に、出、る、ま、り、
 佐々木、高島の島の、ま、は、や、ま、し、く、島、の、ま、る、ま、る、
 島、に、出、る、ま、り、

●1ページ～4ページ「佐々木、高島の島」創刊にあたって
 ●5ページ～14ページ「佐々木、高島の島」創刊にあたって
 (・佐々木・山根・比嘉敏信・森田・大島有造等)
 ●15ページ～20ページ「佐々木、高島の島」創刊にあたって
 ●21ページ～26ページ「佐々木、高島の島」創刊にあたって
 (・佐々木・山根・比嘉敏信・森田・大島有造等)

「佐々木、高島の島」創刊号の 編集者、佐々木、高島の島、の、ま、は、や、ま、し、く、島、の、ま、る、ま、る、 島、に、出、る、ま、り、

私達民間水組織プロックは、一九八二年、
 二月十二日の一評反戦民主会の結果を受けて、
 一九八三年一月二十三日教育福祉会館にお
 いて三十名の会員が参加して結成されました。
 (注)①事務局体制の弱さ、②結成後、会に参加
 した三十名の会員への連絡体制が不十分であ
 った等の理由から、この一、二年間活動が停
 滞してしまいました。このような状況の中で、オ
 ー一回公開審理に向けて二月二十二日、酒
 田、佐々木、高島の島の、ま、は、や、ま、し、く、島、の、ま、る、ま、る、
 島、に、出、る、ま、り、

1990

大動工

① 二重加入 二重活動方式

することが必要です。よって私達は多くの地域でロックの会員が同時に水銀藏ブロックに

加入し、また、永組織がロツク会費は、それ
限り地蔵がロツクに加入する、この二重の八
そ大前提にして地蔵がロツク会費と永組織が
ロツク会費が共に割れていくことが、まよ
う二重活動方式を、この通りに行なう。

②一坪反野地主の土地は、活動が環境して、遠くへ移る。その土地は、今は、
ていど長め、その土地は、今は、
今は、その土地は、今は、

一、一呼反駁地主論より我々の會と積極的に相
つていきます。

、一坪反戦地主会の常務を兼任しての庄
力、弾圧を一切おぼす。新米をばらま
くのけていささます。

一、各地域ブロック会議との連携・交流をすすめていきます。

、ブロッツ会員の多くは、この報告を
ために情報を知

一、以簡素組織勞働者として共通する磨題
困難を實に解決してゐる。

一 今までの民間未婚、職業労働者の団結の輪を拡

反戦平和のために活動を行います。

五、六、七、八、九

著大書稿原を以て、アロック通話の再刊を機
に、その名称を「通話」と改め、当面
次のように通話に依り組むを以てします。

①プロツク会員の雅趣と藝文を因つていく。

④ アロックス会派への連絡を断ち切つていく。

② 發明使用二十年を絶対にするための商標と模倣品に格別な注意。

の用いて焼物に、めくみよのをメイ
、（中略）甚敬望しを申儀する。

⑤ 屋根衛子通作二子
屋根衛子の眼をみたウナナ一を持集する。

このブロックは一坪反義地主会、民間未組織労働者ブロックと称する。

一坪反戦地主会の目的及び活動を実践するため、すべての一坪反戦地主と連絡し合うとともに、一坪反戦地主にかけられるあらゆる弾圧、いやがらせに対し団結し合うことを盟約とする。

一 平反戦地主会に加入する「民間労働者」、「未結核労働者」及びこれらの労働者と連帯し、
 共闘する労働者、市民等で構成する。

- (1) 一坪反戦地主会の活動方針を実践する。
- (2) 各地域ブロックとの連絡、交流を強化する諸活動を行う。
- (3) ブロック会員の団結を深めるため、交流会、学習会及び情報交換等を行う。
- (4) ブロック会員の拡大を図る。
- (5) その他、民間米組労働者ブロックの目的達成のための諸活動を行う。

ブロックの目的、活動及びブロック会員の権限と責任を著しく保護する者はブロックから離れる。

(1) プロット総会
定期総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開く。

(2) 専断委員会
専断委員会は秘密で組織し、必要に応じて開く。

是は、()の役員を置く。

副 署 长	2 名
副 署 长	若干名
参 事 长	1 名
副 参 事 长	若干名
参 事	1 名

- 1) ブロックの会費は、役員をもって充てるとし、会費は年500円の会費を徴収する。
- 2) ブロックの会計は、12月1日に始まり翌年11月末日に終る。
- 3) ブロックの運営に必要な事項は事務局会議で定める。

（略 則）

この会則は、1982年1月23日から施行する。

未組織労働者ブロックは二重加入方針をとっています。(ハッセル照) 未組織労働者はもとより、この方針の意義に賛同される組織労働者も是非加入を。地域ブロックと、階層別の当ブロックでの二重活動を強く呼びかけます。

今後、この投稿、寄稿欄により一層充実していきなうと考えています。
 井くは自由にも、随分と、一歩でも、いとし御寄せ下さる
 ことを呼びかけます。 口をひき寄せて根をしません。 ―事務局―



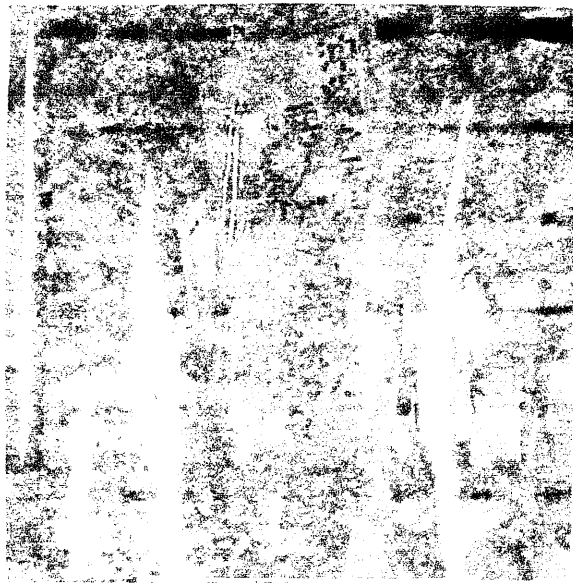
生者の生

オ一回公關處理の感想をといふこととす
、今回は強制収用に對する關口を通過し
、あるのが、私には考へてゐたところを中
にしく書いてみたのと云つます。

この例は、主君のための「王様ごめん」ものではないだろうか。一つには「一歩退く」による経済的圧迫は、反動地主の

ことに、それは、直接的な生活そのものの破
 壊を意味して言うであらう。土地が軍用地と
 して、その意に反して収用されるというこ
 とは、その土地をもつて農業をするとかの生活
 の変更をよびなくされるものではないが、今
 回の二十年間強制収用は、生存そのものに對
 するものとしてあると見る。二つには、鬼籍
 登録制度、平和というものが、それが自由
 であるとか、保障されるとかいうものではない
 く、実生活においては、やはりこれも生存に
 かけぬるものとしてあるということとす。と
 りわけ私達民間未組織の市井者にとつては、

この頃の備に足らずといふ、足額、不足、
 少くするといふ、経営者からの攻撃が不可避的
 になり出す。足額、不足の攻撃は、主
 として園の取り入れられぬものがあることがわ
 かります。



第1回と開審理にて-ZH2

さて、反戦記者の人々の存在が重要で、
 私達の存在を危くされるとするならば、い
 ったく日本の存在がこれによって保障され安全
 になるといふのでしよう。私達両作者には
 知らず、経営者が、そのうち資本家が、
 私達攻撃するのには資本家の生存が保障で
 れ安全になるといふことをし、現在中露
 政府は、反戦の道と、日米安保の強化、軍
 事大国へと進みます。この国際的な軍事同
 盟は、一般に東西の対決として語られていま
 す。総合的な勢力に立つては現在のところ
 西側が優位にあることは明らかです。にもか
 がわらず、軍事力の強化が今現在声高に主張
 され、押し進められつつあるのは何故だうか
 。帝國主義の世界支配に對して、被支配者達
 の反帝闘争、民族解放闘争がますますあつ
 前通し、その支配が及びやがてくること
 、主権国家主権の利害の対立が深まり、資
 本主義経済の危機と拡大のためには對する
 条件があらわれつつあることの政治的表現とい

ところなのではなかつた。新しきものは
 ばかりを展しすぎたといふが、結局、資本
 家階級以外の人民大衆を犠牲にして、個人
 資本家といふのはよく、金儲けとしか資本
 家階級の生存が保障されなかつたといふこと
 である。それのズルイ破れれとして、資本家
 の人々の最終的な生存の保障と生存の否定と
 してあるのだと見う。

だがうこそ公開審理の場々、ムシ口腹に沖
 浪イコール私を売り渡した者として収用委員
 が名指しで発表されたのは当然である。

私達は、公開審理への圧倒的な参加でも、
 それ達の生存をかけた園に勝利してつこう。

小堀を許す(せ)よう。

お一回公開審理の場で一評反戦記者ブロッ
 クから小堀会長に對し、非難タイムスに掲載
 された「過激派がいる」という小堀会長の談
 話に對して、その真意を説明がオビショウ追水
 された。小堀は「その」を言ひ、

い」とまともに受け答えずにウヤムヤにし
 ようとしています。これに對し私達は「小堀
 許すせよ」でもって答えていこう。

収用委員は公明正大であるのが前提であり、
 収用委員は、公開の場で小堀は「ウソ」をつ
 いたのです。このような人収用委員として
 の資格があるのでしようか、しかも会長です。
 収用委員は自からの手で小堀をやめさせるべき
 でしょう。

公開の場で「ウソ」をつくような人を含ん
 だ収用委員、重大な歴史の意味をもつであら
 う二十年間強制使用の審理をまかせけるわけに
 はいきません。現収用委員のメンバーによる審
 理に何んの幻想ももっていないが、またその
 ような不正の輩によって収用裁決が下される
 というのも一つの歴史的証言とはなるであら
 うが、そうであるのなら私達からの批判、
 抗議行動も歴史に印さなければならぬ。
 収用委員の公明正大の保障を要求していこ
 う。ブロック委員は最低収用委員のためか一

小島、許佐の要、求者を出していいから
ではありませんか。

星の宮

一 甲辰戰役生にあらざる

山

三月の卒業式で、立派な少将に昇格し、
「田中」だ。どね海、東道より、
勤めあると同時に、勉強になつて、
生かす人の警告を、たのびも知れり。

「日の丸、君が代」から軍用地の二〇坪に及び、強制使用をまで、いよいよ新鐵道開通代を返さる日本国によつて、最後の日を驛元に結まつたわねにのわね?

二の腹を敵しに於てのなげく、腰刀あの一揮反戦地主舎」の仲間入りをして、三山等、五月の時に、藤井と左迎之、近武等、敵軍を誘ひ、腹に大塚に入り、突撃し、及び、

織の同半甘酢のピルネ、この二種に於けるものは、
 送の書翰は縣に過ぎざるは、必ずであつた。

しなほ、大學への寸目ナラを控へて僕に隠
し込んできたに任ぜ、不意に露見するにギョ
をせし給ひ也。又同と自然（海へ）との共生を
論ずる僕の運動は、畢竟空想をつくらせむり
反感、平和の運動でもある。その運動と人
同みのなかりな、僕に一揮反戦地主の仲間入
りを促してきた。軍用地と生産と生活の
隣にしようとのスロークは腹案の困難を伴
ひながら、妙に説得力をもっている。

私にわの当然のきあ程の二の運動（運動）は、危殆の軍事暴政に續けられ巨神の心々を再度、結集する軸に於けるべきである。そして、進んで運動を一人歩きする。この二の運動、自分では運動を龍めぬが、この運動をわのきあ程の二の運動（運動）に

日常生活の中に、ゴリげない潤いを――

或或いは、送り物や引き出物などに――

陶器を買ったら、民間未組70%から

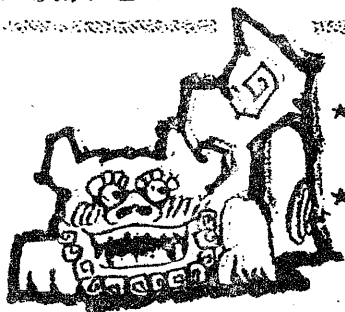
ブロックとして 陶器の注問・販売をしています。

私たちが民間未組結労働者スロップには、10名程の職工がおり、
 3名。 皆、それぞれな、それなりの腕前と個性を持つ職工が
 あり、その製品についてはスロップを常品に銘印として責任も
 って推進できるものです。

さて、月間米組織費のブロックでは、今後この施工のための製品の注問、販売を日常的にしていく事にしました。販売価格は、原則として小売価格の10%割引にしまして、数量が多い場合は談合による更なる割引も許さぬものとする。尚、売り上げの15%は、ブロックの運営費としていきます。注問は原則として1ヶ月後位に品物が必要となると考えられます。

定同・販売なしやまい様に、一元硬貨上、品物の種類や価格、そして、それぞれの担当陶工の設定をしようと考えております。それらに關しては、スワック通信2号をお知らせします。

勿論、それら以外のどのような品物の注問でも述べられる。



李紹先

★民間未組絃与作者又ロック 事務局

(裏表紙に記載されています)

★那蘭市首里石鐘 1-121-2

石槿堂 松本行正

(Tel. 0388-85-0957)

＊無知は罪なり

比嘉 敏信

一坪地主になったのが二年前。一坪反戦地主になつたのが一坪半前。一坪反戦活動地主になつたのが三ヶ月前。一坪反戦未組織プロッパ会員になつたのが一ヶ月と少し前。時間の経過と共に意識と生活に変化が起きてきている。

一つの事を追求していくと視野が広がって来る。広がった視野はその裏付けを求めてはしないか。それに応え続けるかどうか。応えようとすれば意識と生活はいやおうもなく変わらざるを得ない。もちろん、拒否する事も一つの方法ではあるが。二つに一つである。選択の幅が狭すぎるとは思われない。例えとして適當かどうか知らないが、田舎の坂田栄男氏が卑に名言を残している。曰く、「暮の奥力には上達しているか。いないか。」

会↓一坪反戦未組織プロッパ加入。

田舎前、運動の「ワレ」の事も知らなかつた。頃から水肉をきつかけとした今までの動きをその時々を中心とする等句でつづつたら、先の言葉遊びになる。今後どうなるかはわからないが今はこう言える。

例えば本屋に行く。今は先のいずれの字がハっている本も即座に目に入る。五年前はそうではなかつた。目は開いているのだから見ておける。が視えなかつたのだ。何故か。関心がなかつたからである。何故無関心か。「無知」だった。この一語に尽きる。

かない。止まっていると思つるのは後退しているのである。また、本多勝一氏は、世に「中立の立場」はあり得ないと主張しているが、至言である。

四年前水問題に関心を持った。地球上の水は限られている。取られた水資源を生態系を破壊せずに使うにはどうするか。これを追求し、視野を広げ、その裏付けを求めて行つたら今に至っている。一坪反戦未組織プロッパ会員である。水問題と反戦地主。話が唐突すぎるが。

水↓雨↓森林↓植物↓土↓赤土↓河川↓海↓サンゴ↓農業↓農業↓複合汚染↓有機農業↓微生物・バクテリア↓自然農法↓近代農法↓大量生産・大量消費↓消費者運動↓周と土の会↓豊かさとは何か↓効率化の点検↓自然破壊↓台保ツアール↓国家権力↓住民運動↓C↓国争↓琉球孤の住民運動↓反戦反核反独占↓一坪反戦北部プロッパ↓台保守る会↓松下電一↓道徳の恩恵↓価値観の変革↓一坪議

「目には口ほどに物を言う」と言うがあれはソコである。目は物を言わないと言えない。ところが一つの条件があれば、物を言う。それは何か。「目があれば」と頭につく本来の言葉になった時である。

いろいろな運動が低調になつてきている。物があふれ、おれレジャーだのと浮かれて豊かになつた。錯覚されている昨今の風潮が一つの罠かと思ふがそれが「無知」へ続く。この罠をこれからのパネにしたいと思つている。そして次の句を座右の銘にしようがとも。「無知は罪」として罪をすすらるる。

＊一坪反戦は

田舎の良心

木村 田

今、世界には平和を求めた運動があふれている反面、戦争をいさめるという勢力が

あります。戦争のいさめを握るのは大國であり、大國は小さな國にあります。戦争は常に大國の利益によつていさめられてきますが、大國は自國を無難とするとはなく、大國に従属する國同士を戦わせます。第二次大戦後、世界の各地で戦争が起きました。

運命を口にするものではない、という主張を主張的
 です。これは、当然。そのことのみでしやう
 ね。絶対に違ひます。これらは当然、要
 されるべきものであり、法律でせういふものと
 前作者の権利として保証してゐるものです。
 しかし、では私たちが労働条件などを少し
 でも改善してもらおうと社長に申し入れたり、
 不満をもちたりしても、「文句があるのみだ
 ら辞めろ」と言われざるわけですよ。結局、文句
 はあるから喧嘩して辞めてしまふ奴、或いは
 しぬた奴、我慢して働くわけですよ。そうさ
 ら、私たちは剛え不満があるうとも、付くこ
 とを止めるわけにはいかないのですから。
 付いて給料をもらわねば、食べていくことも
 出来ていくこともできないのであるから。剛
 え主張を執々としていても、やはり同じこと
 なのです。それでは何も変わらない。
 さて、私たちはどうしたら長いのでござらうか。
 労働者としての当然の権利を回復し、そして
 食べていくために、また、いくために、少し

るを判別条件を向上させ、また、物きやすい
 販場にも、自分たちの力で変えていくことゝ必
 要なひです。そのなかを判別組合に他ならざ
 りひです。判別者の多くは國境外になら
 ないし、判別組合であったなら……と
 思つていても、従業員自体が少なくなつてどて
 もそんな条件はない、とあきらめているくね
 のひひも確実です。しなし、あきらめるの
 は早過ぎる。一企業内での通常の企業別判組
 ではなく、幾つもの要する企業を包いている
 なかをまとつて創る判組、例え従業員一人であ
 つても結集できる判組——すなわち合同判組を
 自分たちで創れるのです。

皆が集まつて合同判組を創ろう、として
 更には、同じような環境にある多くの未組結
 判別者に、この輪を広げていこう。

中環合同判組、結成準備会同、確々に現在
 口まじり難いおちむにすぎぬし、経路も浅いお
 ちむし、この未組結の組織化のために種張る
 ちむしをいします。定着していて王せい。

人々を救ふに力する

米鹽兩難拮据によつて強制的に軍用糧に奪われつゝけられざるを以て私
にちや、反戦絶食の上での強制的餓死問題に於ては、一先共同一面目で切ります。

した。日本軍が防衛施設破壊は、この後を引きつづいて土地区を暴略として強制使用しつづけようと、二度の米軍月夜掃蕩の活動のための攻撃をかわして逃げた。日本人には、防衛施設破壊は、豊収用毒薬倉に対して、案内その目的の達成に要するものに違いない。土地権収ともいうべき強制的な敷設申請を行ひました。わづらひてこれを許しておけまじやう。

卷之六

二月二十六日、滿洲國政府に對し、
二の裁決を請ふ受理

亡國には早急なる反戦地主や、そして一碑反
 戦地主の仲間などゝめ々々とつめぬけました。
 九時になり、その處で八月審判に先きだつて前
 殿議長は八〇〇名でねう取られました。二
 時半ごろ三時半全量ねうが、早くも皆法給陣
 の怒りと泣き聲を

更に固く打ち固め、十時直前に、公開審理に臨んでいくのです。

組合長は「受け付けをして出直してきなさい」と言い、怒号の中を、この退場してしまつたのです。



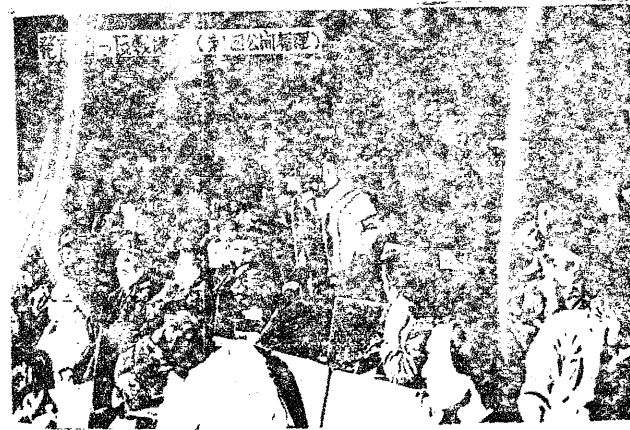
ん。翌年、ハート二年におこされた暴動騒ぎでは、このようなものがあったと述べていた。しかし、私たちが協議したとき、明らかに暴乱を望んでいるわけはないと、全量に再覆外に出て、受け付けをして入場しなさいました。

こうしてこの令経路れて公開審理は再開されました。公開審理とは、郵政防衛施設局の申請理由陳述から始まり、その後、私たちに、その前に是非言わねばならぬことのある、再開された公開審理は、登壇を要する巨額地主、その代理人（弁護士）、そして一俣反戦地主の意見が述べられました。結局、この防衛施設局は、申請理由陳述をするので、一回公開審理は終結し、組合選をおおいつくす皆の返りの中で、何ら経営管理に入れぬまま閉会しました。

公開審理の経緯

一、何よりも私たちが確認しておかねばならぬのは、要するに組合は米軍用地特措法に基づき強制使用申請を提出し、更にその権限を行使している、ということである。従つて要収用者組合によるこの公開審理自体は、そもそも全く法的にも無効なものに過ぎません。

米軍用地特措法第一条、土地収用法中の収用者組合の組織及び権限を定め、第五十一条の規定の適用を除外する旨を明記している。すなわちこれは、米軍用地特措法自体は、それに基つく土地収用申請については土地収用法に基づく現行収用者委員会すなわち要収用者、に於ける審理を規定し、別「の特別の収用機関の設置」と同機関に於ける審理を予見している、ということである。



「二、ハート二年におこされた暴動騒ぎでは、このようなものがあったと述べていた。しかし、私たちが協議したとき、明らかに暴乱を望んでいるわけはないと、全量に再覆外に出て、受け付けをして入場しなさいました。」

二、ハート二年の公開審理は、要収用者委員会長小堀久全く強引で一方的な審理指揮の下で、発言すらも充分に保証されぬまま、しかも、公開審理に於ける審理を予見している、ということである。

いふ経緯が、ありました。従つて、この歴史をも踏まへて、従道を歴史に保証することが必要となつてゐました。あのやうな歴史の記録と正確とを、あのやうな筆で要求してゐた。

一、倭國公使館の被襲は、東洋の平和の
一、倭反戦地主義の崩壊を一の名義に付
てありました。これとねがはれぬ是非、
や隣国にも公使館を襲撃し、多くの
意見を聞くべき形というところを要求
しました。同様、蒙古、八雲山などの
開港を要求されました。

ミエ 附送の神岡は、一即反戦地主会の
関東スロツクに、遊園地を建設しようといふ
といふ、小松会長の経営の冲撃タイムス
に對する事業確證、説明書求む出されま
した。

四、その他に、この日會議と爲つ三浦添や
民合館の整理等にならうであつたにもか
わらず、

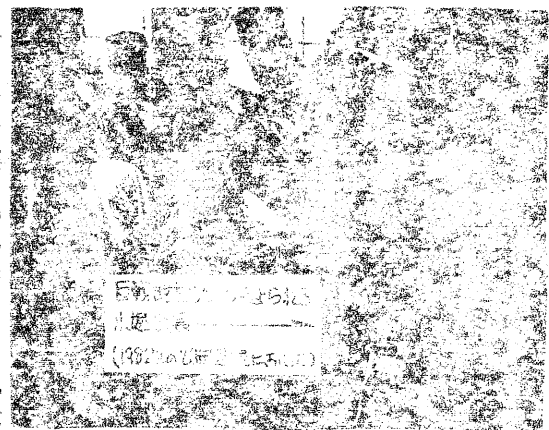
の草を三のたまふと制限し、灰々と通り囀
えして公園遊園への妨害をなくすることに對す
る怒りはむも即ちつづらぬました。

小幡全郎五名の御旗本

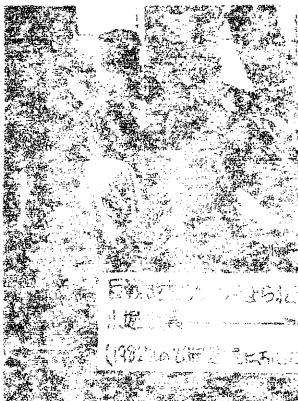
こうして又一回公開審理の、日わは「入り口論争」で終わりました。又二回公開審理の、日わは東京地裁の「理由陳述」から始まる公開審理で、日わは「

いなし私たちに、まぢ要求せぬはむらゐ
りこそでありませう。寧ろひでちかく公同義
理を、公正・中立の原則の下でなされねば
なりません。そのために、この審理・裁
決にあたる者、まづうちで民意變遷へまに迄
くたやうに、輿論向きにはそもそもこの権限
はむらの戦後、この連年の選挙の中でやむを得ず
なされた、あつた責任を、憲法附帯の担当を前
途にします。その外、とせば、非難にくやし

い。ことである。この二、三、本件に対して全くの
自給状態であること、可成りその町内や、
あらむじめ何らもの運搬、販売などはなつて
いないこと
が絶対にな
るな条件で
す。(一)



一事件の控
 訴審ほどの
 再担当を架
 けられてい
 るのは、こ
 の理由のた
 めのみであ
 る。



し、もし、小堀会系以下で名の若輩のうちを
 名までも、ハートと二重の全く同一の審理の担
 当者であらう。

までもなく、あらねじめ本件に対する一つの
見解、結論を確定しているものであり、決つし
て白紙の打ち切りで済みます。従つて、審議の
へん正、中立を保障するのであれば、この巧名
の辞法は絶対に必要は条件であり、私にはこれ
を許容していねねばならぬと考へます。

4.9
第一回 江戸の怪談
江戸の怪談

ハ一と二坪の公明堂理における小堀会長の
説教は、善悪指導、蓄理の突然の打ち切りと土
地強奪を、再び許してはなりません。
いよいよ私たちが同じ公正念場に入して
けるのです。 私たちが、それぞれの一々一
へに込めた想いや怒りを今、その一切を込め
てこの公正念場に立ち向う。これこそではありま
せん。 公明堂理は、日本政府一防衛施設

同僚等と共に結集し、二の年強制使用を必す
や阻止して二の年。来る四月十九日の
カ二回の結集に、民間未組結集の若口
ツツの旗の下、る難を排して参加しよう
はありまてん。

おれり。

私にち民間未組結集の若口ツツ、残念
なならこの間、活動は停滞してきてしま
た。つてカ一回公開集に、おののおの個人

個人で参加することになってしまし
しなれに、おれら、当日は二の年程
参加しました。そして二の年、一
ツツ活動を立て直し、多くの仲間と共に
二の正念場を闘い抜いていくことな話し合
れました。この若口ツツ通信の再刊は、そ
の第一歩です。皆の力を合わせて、そ
の活動を再建して二の年ではありません。

4月19日

カ一回公開集へ

四月十九日、午前十一時

蒲添と市口氏会館 二階にて

当日は午前九時に集合して、
必死の闘争を遂げ、二の年強制使用を

(本編と前編は80名-2/26)



カ一回公開集

四月十九日、午前十一時
蒲添と市口氏会館 二階にて
当日は午前九時に集合して、
必死の闘争を遂げ、二の年強制使用を

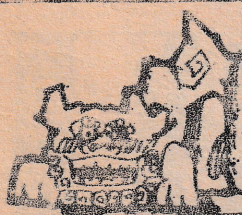
四月十九日、午前十一時
蒲添と市口氏会館 二階にて
当日は午前九時に集合して、
必死の闘争を遂げ、二の年強制使用を

カ一回公開集の経過

三月十八日、午前十一時
蒲添と市口氏会館 二階にて
当日は午前九時に集合して、
必死の闘争を遂げ、二の年強制使用を

ハ六年度の若口ツツ会費、年間
五百円を御納入願います。
この裏に領収控をとって、いま
までの住所、氏名を記入の上
会費と共に事務局へ届けて下
さい。尚、この会費の納入を
つて若口ツツ会費と確認しま





以降、これも私たちの
ブロックのシンボルマークと
します。デザインはブ
ロック会員の比嘉敏信氏です。

★ブロックの活動が、約2年間で停滞してしま
ったが、ヤフとブロック通信を再刊すること
がきまされた。今後は、これを社会にブロッ
クの活性化を図るきっかけに思っている
ので、会員の皆様の積極的な御意見・御批
判をお寄せ下さい。それが、ブロック活動の
活性化につながります。(ア・イ)

いよいよ本格的にぶつてきた防衛施設局と
の闘い。この正念場をむかえて、民間未組
織労者ブロックも、いよいよ本格的に立ち
上がるぞ、と。
(大宮)

★両刊一冊への意見込みはすまじかった。ブ
ロック結成当時の趣意をもう一度との由であ
る。つうれど書いた一文、本音が出た。な
れ合いのお話しはごめんである。本音のぶ
つかり合いを期する。(V)

★「再刊」です。20年強制使用阻止・新研
へ向けてオニ回公開審理へ「さあーいかん」
(M・K・I)

屋根獅子通信

創刊号

一坪区戦史主会

民間未組織労働者ブロック 会報

1986年 4月1日 発行

定価 100円 (但し、ブロック会費は無料)

幹事 大宮育雄・高江洲朝男

事務局 与儀隆

ブロック事務局 連絡先

浦添市沢地 550-4 総合健康増進センター内
(TEL: 0980-79-6311)

与儀 隆

ブロック会費

領収控え(特記用)

(裏面を見てください)

氏名

住所